

# スポーツ優良団体の審査及び推薦基準

審査及び推薦の基準は、次のとおりとする。

## 1 スポーツクラブの場合

- (1) 地域及び職域のスポーツクラブであること。
- (2) クラブの会員は、自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも 10 名以上であること。
- (3) クラブの活動と運営が規約に基づき定期的、計画的、組織的に行われていること。  
(活動が毎週定期的に行われ、年間を通して行われていることを原則とする)
- (4) 組織運営及び活動経費は主としてクラブ員の負担であること。
- (5) クラブの活動が、その地域または職場のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。
- (6) 設立後、少なくとも 10 年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。
- (7) 過去において、生涯スポーツ優良団体として三重県又は国の表彰を受けたことのない団体であること。

## 2 スポーツクラブ以外の団体の場合（協会・連盟等のスポーツ団体）

- (1) 地域及び職域の団体であること。
- (2) 組織的にスポーツ活動を行っていること。
- (3) 当該団体の行うスポーツ活動がその地域の住民又は、職場の従業員の健康・体力を増進しその生活を明るく豊かにするために貢献していること。
- (4) 設立後、少なくとも 10 年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。
- (5) 過去において、生涯スポーツ優良団体として三重県又は国の表彰を受けたことのない団体であること。

## 3 地域スポーツクラブの場合（多目的・多世代のスポーツクラブ）

- (1) 会員数が 50 名以上であること。
- (2) 設立後、10 年以上を経過し、週 1 回、年 50 回以上の活動をしていること。
- (3) 過去において、生涯スポーツ優良団体として三重県又は国の表彰を受けたことのない団体であること。

### 《候補団体選考上の留意事項》

- (1) 「スポーツクラブ」と「スポーツクラブ以外の団体」の区分は基本的に下記のとおりとする。
  - ①「スポーツクラブ」とは、例えば○○クラブ、△△同好会などスポーツ愛好者が集い、集団として実際にスポーツ活動を継続して行っているもの（活動体）とする。
  - ②「スポーツクラブ以外の団体」とは、例えば○○協会、△△連盟、□□体育振興会などのように複数のスポーツクラブやスポーツ指導者等を組織的に総括している団体（組織体）とする。
- (2) 推薦にあたっては、クラブ等の運営状況を中心に審査し、競技成績を重視したものとならないよう留意すること。

### 《候補推薦調書作成上の留意事項》

#### 1 共通事項

- (1) 「団体名」は、推薦する「スポーツクラブ」・「スポーツクラブ以外の団体」・「地域スポーツクラブ」の名称を記載すること。
- (2) 商店街や同業組合等で組織しているスポーツ団体は「職域」に区分すること。
- (3) 「設立年月」について、合併市町のスポーツ団体で合併後 10 年を経過していない場合は、合併以前の各スポーツ団体の設立年月を（　）で記載し、その経過等についてわかる資料（任意）を添付すること。
- (4) 職域のクラブ及び団体については、企業の設立年月は記載しないこと。
- (5) 「団体代表者及び主な役員、指導者氏名」は役職名等と併せて代表者が分かるように記載すること。
- (6) 団体の会則（規程）及び活動状況を示す参考資料として行事のプログラムなどを添付すること。

#### 2 個別事項

- (1) 「スポーツクラブ」の場合
  - ・「主催事業」は、クラブ員以外の者を対象に実施したスポーツ教室、その他の普及事業について記載すること。  
また、主催事業の内容については、「その他」の欄に記載すること。
- (2) 「スポーツクラブ以外の団体」及び「地域スポーツクラブ」の場合
  - ・「スポーツ教室開設」の回数は、主催事業の内数とする。  
また、主催事業の内容を「その他」の欄に記載すること。